

**ユニット型地域密着型
特別養護老人ホーム 厚生園**

(令和3年8月1日より施行)

施設利用料金一覧(個室)

	利用者負担分	食費		滞在費	サービス提供体制強化加算Ⅲ	看護体制加算Ⅰ	精神科医師定期的療養指導加算	利用者負担合計	月額(30日分)
		段階	金額						
要介護度3	803円	段階1	300円	-----	6円	12円	5円	1,126円	33,780円
		段階2	390円	820円				2,036円	61,080円
		段階3①	650円	1,200円				2,676円	80,280円
		段階3②	1,360円	1,200円				3,386円	101,580円
		段階4	1,445円	1,200円				3,471円	104,130円
要介護度4	874円	段階1	300円	-----	6円	12円	5円	1,197円	35,910円
		段階2	390円	820円				2,107円	63,210円
		段階3①	650円	1,200円				2,747円	82,410円
		段階3②	1,360円	1,200円				3,457円	103,710円
		段階4	1,445円	1,200円				3,542円	106,260円
要介護度5	942円	段階1	300円	-----	6円	12円	5円	1,265円	37,950円
		段階2	390円	820円				2,175円	65,250円
		段階3①	650円	1,200円				2,815円	84,450円
		段階3②	1,360円	1,200円				3,525円	105,750円
		段階4	1,445円	1,200円				3,610円	108,300円

※ 上記の他、入院・外泊時は別途部屋代(1,200円)がかかります。

●その他の利用料金

サービス名称	費用	備考
療養食加算	6円/1食	医師の指定による糖尿病食・心臓病食等を提供する場合
外泊時加算	246円/日	月6日間分を限度に徴収(入院時を含む)
初期加算	30円/日	入所時又は30日以上入院等した場合 (30日分を限度に徴収)

●負担の割合について(令和元年10月1日より)

一定以上の所得がある場合は、食費を除く利用者負担分が2割または3割になります。判定基準については裏面をご覧ください。

● 居住費・食費負担額の減額

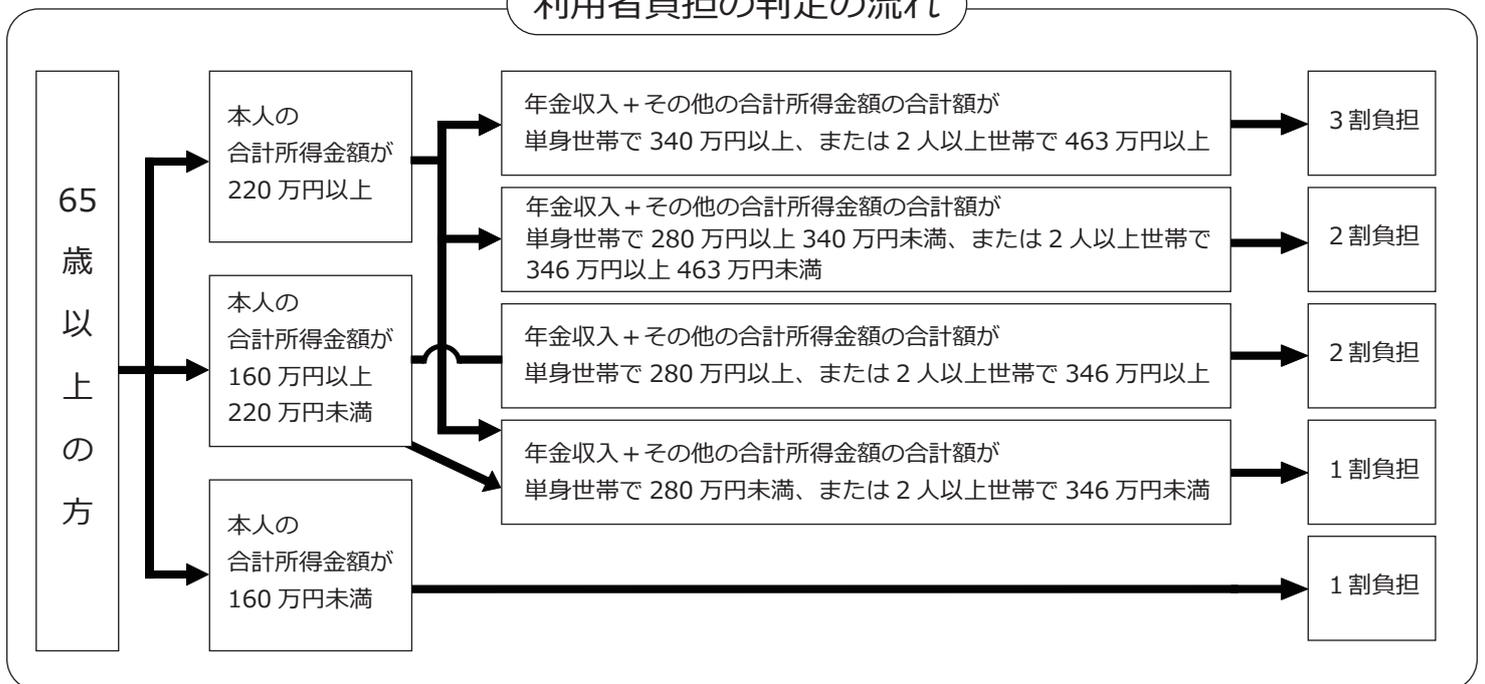
(令和3年8月1日改正)

対象者		区分	居住費	食費
生活保護対象者		利用者負担段階1	0円/日	300円/日
老齢福祉年金受給者				
市町村 世帯全員が 住民税非課税	年金収入等80万円以下	利用者負担段階2	820円/日	390円/日
	年金収入等80万円超120万円以下	利用者負担段階3①	1,200円/日	650円/日
	年金収入等120万円超	利用者負担段階3②	1,200円/日	1,360円/日
上記以外の方		利用者負担段階4	1,200円/日	1,445円/日

※上記負担段階の詳細な内容等については、八雲町保健福祉課にお問い合わせください。

利用者負担の判定の流れ

(平成30年8月1日以降)



- ※ 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。
- ※ 合計所得金額とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。
- ※ その他の合計所得金額とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。
- ※ 詳しい内容については、八雲町保健福祉課にお問い合わせください。